

子ども・子育て支援法等について

1 趣旨

3 党合意(※)を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成 24 年 6 月 15 日民主党・自由民主党・公明党社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合

2 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関の設置努力義務

3 地方自治体において対応が必要となる事項

- 地方版子ども・子育て会議の設置
 - 主体：地方版子ども・子育て会議を設置しようとする都道府県及び市町村
 - 内容：事業計画等の調査審議のために必要な会議の開催
- 子ども・子育て支援事業計画策定
 - 平成 25 年度：事業計画策定に向けたニーズ調査
 - 平成 26 年度：事業計画策定